

## 障害者雇用のための助成措置等

### 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

#### ○ 趣 旨

身体障害者、知的障害者又は精神障害者等の就職が特に困難な者を新たに公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主に対して、その賃金の一部を雇い入れた日から一定期間助成することにより、雇用機会の増大を図るものです。

#### ○ 対象事業主

受給できるのは、次の全ての要件を満たす事業主です。

- ① ハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により、身体障害者、知的障害者又は精神障害者等（65歳未満の者に限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、助成金支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる雇用保険の適用事業主。
- ② 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがないこと。
- ③ 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所において特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、当該雇い入れ日における被保険者の6%を超えて離職させていないこと（特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く。）

#### ○ 助成額・助成期間等

助成額、助成期間は次の表のとおりです。助成対象期間を6か月ごとの支給対象期に区切り、この支給対象期ごとに支給されます。

対象労働者		企業規模	助成対象期間	第1期支給額	第2期支給額	第3期支給額	第4期支給額	支給総額	支給回数
働短 者以 時間 外労	(1) 身体障害者、知的障害者 ((2) に該当する者を除く)	① 中小企業事業主以外	1年	25万円	25万円			50万円	2回
		② 中小企業事業主	1年6月	45万円	45万円	45万円		135万円	3回
	(2) 重度障害者等	① 中小企業事業主以外	1年6月	33万円	33万円	34万円		100万円	3回
		② 中小企業事業主	2年	60万円	60万円	60万円	60万円	240万円	4回
働短 働者 時間 障害	身体障害者、知的障害者、精神障害者	① 中小企業事業主以外	1年	15万円	15万円			30万円	2回
		② 中小企業事業主	1年6月	30万円	30万円	30万円		90万円	3回

※ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

※ 「重度障害者等」とは、重度身体障害者、45歳以上の身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の知的障害者及び精神障害者であって、短時間労働者として雇い入れられた者を除く。

ただし、対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に支払った賃金額に次の助成率を乗じた額（上表の支給対象期ごとの支給額が上限）となります。

対象労働者	中小企業事業主以外	中小企業事業主
イ □以外の者	1/4	1/3
□ 重度障害者等	1/3	1/2

## 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

### ○ 趣 旨

中小企業における雇用状況は低水準で推移しており、特に中小企業における法定雇用率未達成企業のうち雇用障害者数が0人である企業が約8割を占めていること、また、今般の景気悪化により障害者の雇用環境も厳しさがみられること等の状況の中で、障害者雇用の経験のない中小企業において、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した場合に奨励金を支給することにより、障害者雇用の促進を図ることとする。

### ○ 対象事業主

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業）の事業主

### ○ 支給額

1人目の障害者を雇用する場合 100万円支給（雇い入れ後6か月経過後に支給）

### ○ その他

特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金との併給可。

## 特例子会社等設立促進助成金

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

### ○ 趣 旨

景気後退期においても比較的安定した障害者雇用が見込まれる特例子会社や重度障害者を多数雇用する事業所の設立促進のための助成制度を創設し、安定的な障害者雇用を保障するとともに、地域における特例子会社等を増やし、それを核とした地域の障害者雇用の拡大を図ることとする。

### ○ 支給対象事業主

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、次のいずれかに該当する事業主

注1 「特例子会社」の場合（P.11を参照。）

- ① 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を新規に10人以上雇用し、かつ、雇用労働者数に占める割合が20%以上であること。
- ② ①の雇い入れに係る身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数のうち、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。

注2 「重度障害者を多数雇用する事業所」の場合

- ① 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を新規に10人以上雇い入れたこと。
- ② ①の雇い入れに係る重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数の雇用労働者数に占める割合が20%以上であること。

### ○ 支給額

雇用障害者数		10～14人	15～19人	20～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

### ○ 支給期間

対象労働者の雇い入れを完了した日から2年6か月間

### ○ その他

特定求職者雇用開発助成金との併給不可。

法人設立日以降1年以内に対象労働者の雇い入れの完了が必要。

## 発達障害者雇用開発助成金

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

### ○ 趣 旨

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者の職務遂行上の配慮事項や課題を把握するとともに、発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成を試行的に行うものです。

### ○ 対象事業主

特定求職者雇用開発助成金（P.43参照）と同様。ただし、ハローワークの紹介により雇い入れる事業主であり、管轄労働局長に対し雇用管理に関する事項を報告する事業主とする。

### ○ 対象労働者

発達障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者である者を除く。）

※ 発達障害者であることについては、医師の診断書により確認を行うものとする。

### ○ 助成額・助成期間等

中小企業事業主以外の事業主50万円、中小企業事業主135万円（短時間労働者の場合は、中小企業事業主以外の事業主30万円、中小企業事業主90万円）

## 難治性疾患患者雇用開発助成金

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

### ○ 趣 旨

難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難治性疾患患者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成を試行的に行うものです。

### ○ 対象事業主

特定求職者雇用開発助成金（P.43）と同様。ただし、ハローワークの紹介により雇い入れる事業主であり、管轄労働局長に対し雇用管理に関する事項を報告する事業主とする。

### ○ 対象労働者

次の(1)、(2)のいずれかの難治性疾患を有する者とする。

(1) 難治性疾患克服研究事業の対象疾患（平成22年4月現在130疾患）

(2) 進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）

※ 都道府県知事が交付する特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証又は医師の診断書により確認を行うものとする。

### ○ 助成額・助成期間等

中小企業事業主以外の事業主50万円、中小企業事業主135万円（短時間労働者の場合は、中小企業事業主以外の事業主30万円、中小企業事業主90万円）

## 精神障害者雇用安定奨励金

問い合わせ ⇒ 都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）

### ○ 趣 旨

精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し奨励金を支給することにより、精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るものです。

### ○ 助成金の種類及び概要

名 称	対 象	支 給 額	対 象 事 業 主
1 精神障害者支援専門家活用奨励金	精神障害者の雇用管理に関する業務を行う精神保健福祉士等の精神障害者支援専門家を新たに雇用又は委嘱した場合	○雇用する場合 年180万円を上限（短時間労働者は年120万円を上限） ○委嘱する場合 1回1万円（年24万円を上限）	精神障害者を新規雇用する事業主
2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	受講に要した費用の2/3（上限50万円）	
3 社内理解促進奨励金	従業員に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2（1回5万円を上限、年25万円を上限）	精神障害者を新規雇用又は退職者を職場復帰させる事業主
4 ピアサポート体制整備奨励金	社内の精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した社内精神障害者1人当たり25万円	

事業主が障害者を新たに雇い入れたり、障害者の安定した雇用を維持するために、少なからぬ経済的負担がかかることがあります。障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、その費用の一部を助成し、負担の軽減を図ることで障害者の雇い入れや継続雇用を容易にしようとする制度です。

○ **助成金の種類** （※助成金の対象、助成率、限度額等はP.69をご覧ください。）

### 1 障害者作業施設設置等助成金

障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置又は整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 2 障害者福祉施設設置等助成金

障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主又はその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 3 障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 4 職場適応援助者助成金

職場適応援助者による援助を受けなければ事業主による雇い入れ又は雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者（機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者）を障害者の実習先の事業所や現に障害者を雇用している事業所に派遣して、援助を実施する社会福祉法人等又は自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

### 5 重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるかあるいは継続して雇用する事業主、又はこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を常時雇用する労働者として多数雇い入れるかあるいは継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができることと認められる事業主が、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 7 障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主やその団体もしくは社会福祉法人等が能力開発訓練事業のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合、障害者である労働者を雇用する事業主が、その障害者である労働者に能力開発訓練事業を受講させる場合、及び障害者をグループにして事業所で就労することを通じて常時雇用する労働者として雇用されるための教育訓練を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 8 その他

そのほか、障害者雇用支援センターの設置運営に要する費用に対する助成金等があります。

## ○ 認定申請から支給決定までの手続きの概要

### 1 受給資格認定申請の手続き

(1)助成金を受けようとする事業主又は社会福祉法人等（以下、「事業主等」という。）は、定められた期間内に、**障害者助成金受給資格認定申請書**及び助成金ごとに定められている**添付書類**を、申請に係る事業所が所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センターを經由して、機構に提出してください。

※職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、申請に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域障害者職業センター（職業リハビリテーション業務を実施する機構の組織。以下、「地域センター」という。）を經由して、**障害者助成金受給資格認定申請書**及び**添付書類**を提出していただきます。

※地域センターの連絡先については、P.52をご覧ください。

(2)助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**又は**助成金受給資格不認定通知書**により事業主等に通知します。

(3)助成金の受給資格の認定に当たり、支給請求書を一定期間内に提出すること、その他機構が必要と定める事項を遵守することを認定の条件とします。

### 2 支給請求の手続き

(1)受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に、**障害者助成金支給請求書**及び助成金ごとに定められた**添付書類**を高齢・障害者雇用支援センターを經由して機構に提出してください。

※職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、請求に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域センターを經由して、**障害者助成金支給請求書**及び**添付書類**を提出していただきます。

(2)助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**又は**助成金不支給決定通知書**により請求事業主等に通知します。なお、助成金は請求事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振り込みます。

(3)助成金の支給に当たり、支給に係る施設等を一定期間以上支給対象障害者のために使用することなど、機構が必要と定める事項を遵守することを支給の条件とします。

## 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられていますが、その概要は次のとおりです。

項目	要件	内容
機械等の割増償却措置 【所得税・法人税】 (税務署)	① 障害者を50%以上(20人以上の場合は25%以上)雇用 <sup>※1</sup> ② その年またはその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等。	普通償却限度額の24%(建物32%)の割増償却ができます。
障害者の「働く場」の発注促進税制 【所得税・法人税・法人住民税】 (税務署)	① 青色申告を提出するすべての法人または個人事業主 ② 障害者の「働く場」 <sup>※2</sup> への発注額が前年度より増加していること	発注額の増加額に応じて、企業が有する固定資産(現事業年度を含む3年以内に取得した資産)の割増償却ができます。
助成金の非課税措置等 【所得税・法人税】 (税務署)	障害者雇用納付金制度に基づく助成金を受けて固定資産を取得	固定資産の取得または改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入(所得税)または損金算入(法人税)されます。
不動産取得税の軽減措置等 (税務事務所)	① 障害者を20人以上雇用 <sup>※1</sup> ② 雇用割合が50%以上 <sup>※1</sup> ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して取得した事業用施設(事業の用に供するものに限る。)	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額します。
固定資産税の軽減措置 (市町村役場)	① 障害者を20人以上雇用 <sup>※3</sup> ② 雇用割合が50%以上 <sup>※1</sup> ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して取得した事業用家屋(事業の用に供するものに限る。)	価格の1/6に相当する額に税率及び障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額します。(取得後5年間)
事業所税の軽減措置	障害者を雇用	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において、障害者は従業者から除くものとされています。
	① 障害者を10人以上雇用 <sup>※4</sup> ② 雇用割合が50%以上 <sup>※1</sup> ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給	資産割の事業所税については、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除します。

※1 常時雇用する労働者(短時間労働者については、1人を0.5人として計算します。)の総数に対する常時雇用する障害者数(重度身体障害者又は重度知的障害者については1人を2人として、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人を1人(それ以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人)として計算します。)の割合です。

※2 ① 障害者自立支援法に基づく事業所・施設(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。))、地域活動支援センター)

② 旧法(障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)に基づく授産施設、福祉工場

③ 障害者を多数雇用している企業(特例子会社、重度障害者多数雇用事業所)

※3 重度身体障害者又は重度知的障害者については1人を2人として、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人を1人(それ以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人)として計算します。

※4 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人を1人(それ以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人)として計算します。